

令和2年5月22日（令和2年(2020年)度第12号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

<ニュースの内容>

- 各地の保育所等の取り組み ～山形県山形市の状況と取り組み
- 「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ について（内閣府等）—休職事由による保育の必要性の考え方が示される
- 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」等の取扱いについて（続報）（内閣府等）
- 令和2年度第2次補正予算に対する要望活動を実施（全社協・政策委員会）

◆ 各地の保育所等の取り組み ～山形県山形市の状況と取り組み～

今号の「全国保育士会委員ニュース」では、全国保育士会 岡崎恵子 副会長より、岡崎副会長が園長を務める 出羽こども園 がある山形県山形市の状況と出羽こども園の取り組みをご報告いただきます。

山形市の状況

緑が美しく、東北は一番良い季節の5月ですが、新型コロナウイルス感染症のために、それを楽しむ余裕はありませんでした。

山形県は感染者の発生が遅かったこともあり、山形市長名で初めて保育に関する正式な文書が出されたのは4月10日のことでした。学校が5月6日まで休校になったことに合わせて、保護者宛てに家庭保育の協力依頼の文書が出されたのです。その後、学校の休校が延長になり、その度に2度文書が出され、保育料の減額の措置がとられることも明記されました。

5月14日に緊急事態宣言が解除となり、山形市は5月18日から学校にあわせて

午前中のみの保育、5月25日から通常保育に戻ることになりましたが、保育料の減額については5月31日まで認めることとなっています。

出羽こども園の状況と取り組み

当園では、制約はありましたが、卒園式も入園式も無事に行うことができました。

爆発的な感染ではなかったものの、4月10日に市長名での家庭保育の協力依頼の文書が配付され、市でも感染者が増えはじめると、6割から7割ぐらいの登園児数になりました。併設している子育て支援センターは3月から休所でした。

そうしたなかでの園生活は、衛生管理の徹底はもちろんのこと、戸外での活動を多く設定する等の工夫を実施しています。感染リスクの不安を抱えながらの保育ですが、これまでと変わらず元気な声を響かせる子どもたちの姿に救われました。

また、家庭保育にご協力いただいている方には、お便りの送付や電話連絡などを密に行いました。電話連絡をすると、子どもたちよりも、お母さん方の疲弊が大きく、電話で長時間話される方もいました。特に1号認定のご家庭は就労していないこともあり、市長名の文書が出される前の4月当初から登園を控えて下さいました。しかし、長期化するにつれ、子育ての負担が大きくなっていったものの、仕事をしていないということから登園することに罪悪感を持ってしまった保護者もいらっしゃいました。登園しても大丈夫であることを伝えるとほっとされ、就労の有無に関わらず、お母さんたちには子育てが負担になっていることを改めて痛感しました。

保育再開後の課題

緊急事態宣言が解除され、5月18日から午前中のみの保育、子育て支援センターも午前中のみ開所、5月25日から通常保育となりましたが、ほとんどの園がすでに通常保育となっており、通常の登園児数による保育が始まっています。しかし、新型コロナウイルス感染症は終息したわけではありません。

これまで同様、感染防止対策をしっかりと行うことは当然ですが、先が見えず、緊張が強いられる日々をどのように乗り越えていくか。また、今後は年間計画がそのまま遂行できるか（行事等の変更、中止）、職員の外部研修等も中止になっているなか、モチベーションや保育の質の担保・向上に向けて、どのような取り組みを行うかが課題です。

また、その一方で、保育園やこども園は3密が避けられない状況にあるにもかかわらず、開園しなければならないジレンマは誰もが持っています。休園できないことも重々承知をしており、今回、改めて社会的意義の大きい職務であることを痛感し、全国の現場の先生方の頑張りを社会的な地位向上につなげていきたいと考えています。

◆ 「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」にかかる FAQ について（内閣府等） —休職事由による保育の必要性の考え方が示される

令和 2 年 5 月 19 日、内閣府・文部科学省・厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県、指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛に発出しました。

本事務連絡では、休職事由による保育の必要性について考え方が示されました。

これは、本委員ニュース No.11 にてお伝えした 5 月 13 日に開催された新型コロナウイルス感染拡大に関する厚生労働省と保育三団体協議会の意見交換において、全国保育協議会は、企業の休業・廃業により退職を余儀なくされた保護者の求職活動が思うように進まないケースが増えており、求職活動中の保育認定を柔軟に対応すべきではないか、との意見を表明しており、全国保育協議会から課題として発言した内容が反映されたものです。

新たな Q&A では、求職活動の延長や新型コロナウイルス感染症拡大に伴って外出が困難な中で、自宅での求職活動が認められることなどが示されました。

No.23 教育・保育給付認定等

（問）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、求職活動ができないケースが多く見受けられますが、求職事由による保育の必要性認定を受けている保護者について、認定の有効期間を延長できないでしょうか。

（答）

「求職活動」の事由に係る有効期間の経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、その状況を確認の上、再度認定することが可能です。各自治体において、再認定での柔軟な対応をお願いいたします。

また、再認定の際、昨今の外出自粛要請等により自宅外での活動が困難な状況にある保護者に配慮して、活動実績等は自宅での活動も含めて判断する、保護者からの再認定の申請については郵送申請での対応とする等、柔軟な対応をお願いいたします。

参考：子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 8 条第 4 号及び第 10 号

子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について（平成 26 年 9 月 10 日付

No.24 教育・保育給付認定等

(問)

保育の必要性について、再度認定する場合、再度利用調整をする必要がありますか。

(答)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を理由とした求職事由による再認定や事由変更の場合において、必ずしも再認定時に再度の利用調整をしなければならないものではありません。各自治体の状況に応じ、柔軟な対応をお願いいたします。

No.25 教育・保育給付認定等

(問)

就労事由での保育の必要性の認定申請をする場合、添付書類として必要となる就労証明書に関して、押印を不要とすることが可能でしょうか。

(答)

法令上は、必要性の認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付して認定の申請をすることとなっており、添付書類について押印の要否は定められておりません。そのため、昨今の外出自粛要請等の状況を踏まえると、各市区町村の判断で、押印を不要とさせていただくことが望ましいと考えています。

また、市区町村におきましては、保育の必要性の認定申請等に当たって、マイナポータル上でオンライン申請を積極的に活用することとし、住民に対してオンライン申請の利用を促す等の対応も検討してください。

(参考 1) 子ども・子育て支援法施行規則第 2 条第 2 項第 2 号、第 11 条第 2 項第 2 号、第 28 条の 3 第 2 項

(参考 2) マイナポータルでの申請

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>

内容の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 新型コロナウイルス対応に関する通知・事務連絡等

「認定こども園・幼稚園・保育所等の利用者負担等について、幼児教育・保育の無償化について」

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/taiou_coronavirus.html

◆ 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」等の取扱いについて（続報）（内閣府等）

令和 2 年 5 月 15 日、内閣府・文部科学省・厚生労働省は標記事務連絡を各都道府県、指定都市、中核市子ども・子育て支援新制度担当部局宛に発出しました。

本事務連絡は、緊急事態宣言が解除された地域もあることから、「3号認定子どもの利用者負担額の日割り計算」「臨時休園等期間中の利用料を減算することなく施設等利用費の支給を行う」ことについて、改めて示されたもので従来からの取り扱い等に変更はありません。

1. 特定教育・保育施設等に在籍する子どもの保護者等に係る利用者負担額等について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域であるか否かに関わらず、子ども・子育て支援法施行規則第 58 条第 4 号及び「子ども・子育て支援法施行規則第 58 条第 4 号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件」（令和 2 年内閣府告示第 18 号）については効力を有しており、休園又は一部休園により保育の提供がなされない場合のほか、市区町村が登園自粛要請をしていることにより保育の提供がなされない場合に関しては、3号認定子どもの利用者負担額は日割り計算していただくこととなります。

登園自粛の際は、市区町村からの要請・同意によるものであることが必要です。市区町村からの登園自粛要請を行わない場合に、市区町村の要請があるように捉えうる案内等が特定教育・保育施設等からなされないよう、各市町村において各施設等への周知徹底をお願いいたします。

2. 特定子ども・子育て支援施設等が臨時休園等した場合の施設等利用費について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域であるか否かに関わらず、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休園等が行われる場合においては、既報のとおり、臨時休園等期間中の利用料を減算することなく施設等利用費の支給を行うこととして差し支えありません（「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」（令和 2 年 2 月 27 日付け事務連絡）参照）。

内容の詳細は下記ホームページをご確認ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 新

◆ 令和 2 年度第 2 次補正予算に対する要望活動を実施（全社協・政策委員会）

令和 2 年 5 月 18 日、全国社会福祉協議会政策委員会は、全国保育士会、全国保育協議会を含めた種別協議会・全 20 団体の連名により、加藤勝信厚生労働大臣に「第 2 次補正予算策定に向けた緊急要望を提出しました。

本要望は、国の第 2 次補正予算策定の動きにあわせ、新型コロナウイルス禍によって、解雇や離職、休職等にもなう収入減により、生活困窮者の相談支援ニーズが激増していること。また、社会福祉施設・事業所においては感染防止に必要な衛生用品が不足し、感染の危険が増大するなかであっても、支援を必要とする人びとの生活を守るため、福祉サービスを提供し続けている現状を踏まえて必要な対応を求める内容となっています。

「3. 社会福祉施設・事業所等の職員に対する特別手当等の報酬加算等の創設および措置費の加算措置を図ってください」では、「社会を支える基幹（エッセンシャルワーカー）として、（中略）感染の不安のなかで、福祉サービスを提供し続けているすべての社会福祉施設・事業所等の職員に対し、特別手当等の報酬加算の創設および措置費の加算措置」を要望しています。

また、「4. 実勢価格による衛生用品の購入にかかる財政措置を講じてください」では、「不定期ながらもマスク等、衛生用品が販売される機会があっても、価格が高騰しており、必要量の確保が困難となっています。そこで、社会福祉施設・事業所等が臨機に応じて購入することができるよう、実勢価格に対応する財政補助」を要望しています。

（要望項目）

1. 生活困窮者の激増に対応するために相談支援体制等の拡充を図ってください
2. 緊急小口資金特例貸付への支援強化を図ってください
3. 社会福祉施設・事業所等の職員に対する特別手当等の報酬加算等の創設および措置費の加算措置を図ってください
4. 実勢価格による衛生用品の購入にかかる財政措置を講じてください

5. 福祉サービスを継続するために必要な施設整備および設備整備にかかる財政措置を講じてください
6. 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに問題が生じる社会福祉施設・事業所に対する財政支援措置を講じてください
 - (1) 事業継続にかかる緊急の財政支援策
 - (2) 居宅等でのサービス提供にかかる報酬算定ルールの周知と標準化
7. 関係者全員が優先的に PCR 検査を受けられるよう徹底していただきたい
8. 新型コロナウイルス感染症発生時の対応として、医療機関と自治体のバックアップ体制の確立を明確にしていきたい
9. 風評被害への対応を図っていただきたい

内容の詳細は、全社協政策委員会のホームページをご参照ください。

■全国社会福祉協議会 政策委員会トップページ > 要望・提言活動 > 要望
<http://zseisaku.net/action/demand/>